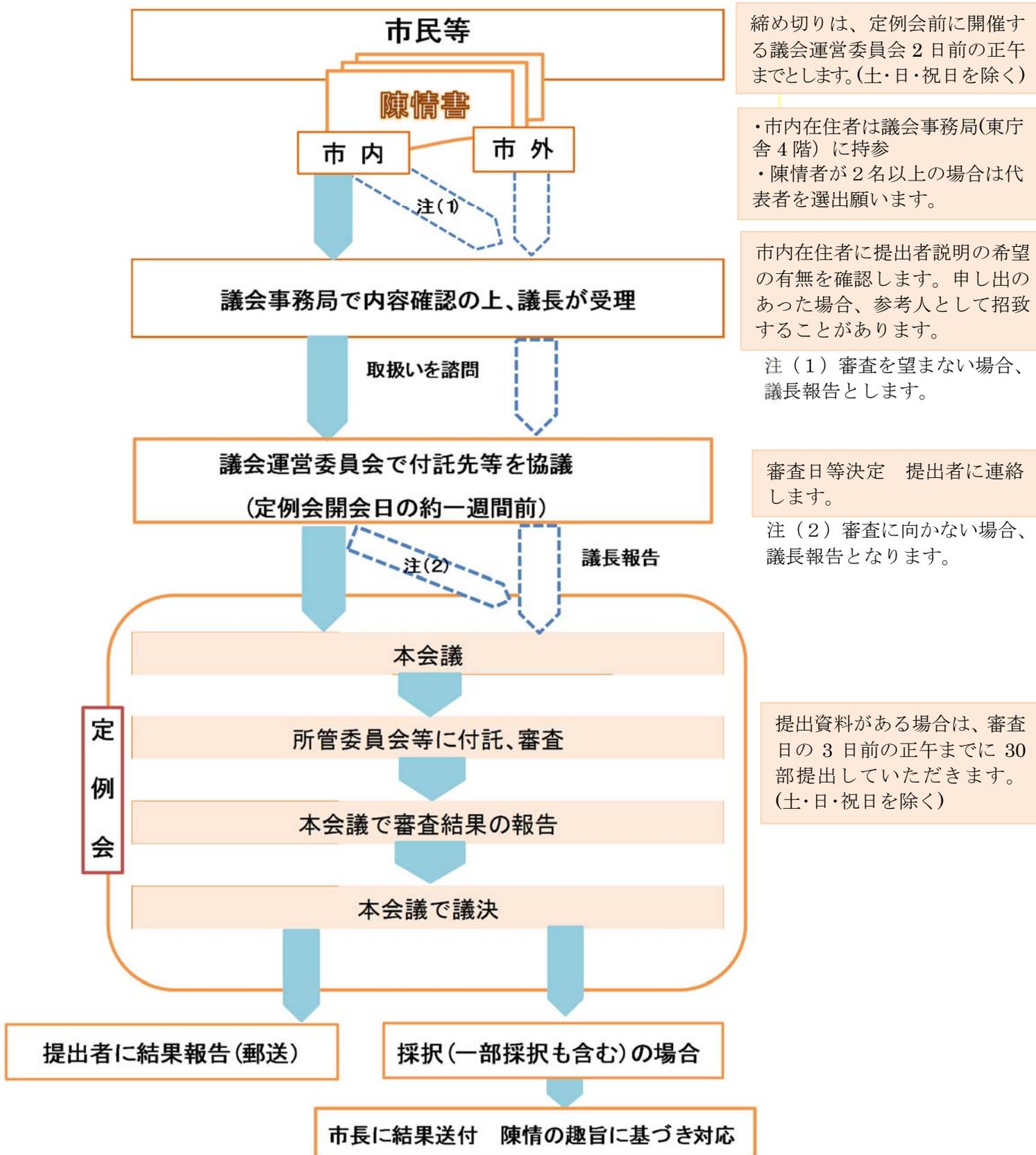


陳情審査の一般的な流れ



締め切りは、定例会前に開催する議会運営委員会 2 日目の正午までとします。(土・日・祝日を除く)

- ・市内在住者は議会事務局(東庁舎 4 階)に持参
- ・陳情者が 2 名以上の場合は代表者を選出願います。

市内在住者に提出者説明の希望の有無を確認します。申し出があった場合、参考人として招致することがあります。

注(1) 審査を望まない場合、議長報告とします。

審査日等決定 提出者に連絡します。

注(2) 審査に向かない場合、議長報告となります。

提出資料がある場合は、審査日の 3 日目の正午までに 30 部提出していただきます。(土・日・祝日を除く)